

平成30年12月5日

各 位

会社名 オリジナル設計株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菅 伸彦  
(コード番号：4642 東証第二部)  
問合せ先 取締役執行役員財務部長 吉良 薫  
(TEL 03-6757-8800)

## 株式会社東京スペックスによる当社株式に対する公開買付けの結果及び 主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

株式会社東京スペックス（以下「公開買付者」といいます。）が、平成30年11月6日より実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成30年12月4日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成30年12月10日をもって、当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「オリジナル設計株式会社（証券コード 4642）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

#### II. 主要株主である筆頭株主の異動について

##### 1. 異動予定日

平成30年12月10日（本公開買付けの決済の開始日）

##### 2. 異動が生じる経緯

本日、当社は、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式1,470,535株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済の開始日である平成30年12月10日付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が30.02%となるため、公開買付者は、新たに当社の主要株主である筆頭株主に該当することになります。

また、当社の主要株主であり筆頭株主である菅脩氏は、その所有する当社株式の全て（1,470,535株）について本公開買付けに応募した結果、平成30年12月10日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

##### 3. 異動する株主の概要

###### (1) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

① 名 称	株式会社東京スペックス
② 所 在 地	東京都杉並区南荻窪四丁目20番17号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菅 温江

④ 事業内容	有価証券の保有、運用及び投資
⑤ 資本金	10,000,000円

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

① 氏名	菅脩
② 住所	東京都杉並区

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 株式会社東京スペックス

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成30年11月6日現在)	5,530個 (553,000株)	8.20%	第二位
異動後	20,235個 (2,023,535株)	30.02%	第一位

(注1) 「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が平成30年11月5日に公表した「平成30年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数7,796,800株から、同日現在の当社が所有する自己株式数(1,055,465株)を控除した株式数(6,741,335株)に係る議決権の数(67,413個)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同様とします。

(注2) 当社が平成30年11月5日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」のとおり、当社は本公開買付けに加え、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として、買付け等の期間を平成30年12月6日(木曜日)から平成31年1月24日(木曜日)までとする自己株式の公開買付け(以下「本自己株公開買付け」といいます。)を行うことを予定しております。本自己株公開買付けにおける買付予定数は、当社株式1,000,000株であり、当該株式数が買付けられた場合には、公開買付け者が所有する議決権の数の総株主の議決権の数に対する割合は35.25%となる予定です。なお、本自己株公開買付けの決済の開始日は、平成31年2月18日(月曜日)を予定しております。

(2) 菅脩	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成30年11月6日現在)	14,705個 (1,470,535株)	21.81%	第一位
異動後	一個 (一株)	—%	—

5. 今後の見通し

当該異動による当社の業績への影響はございません。

以上

(添付資料)

公開買付け者による本日付公表資料「オリジナル設計株式会社株式(証券コード4642)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 30 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社東京スペックス  
代 表 者 名 代表取締役社長 菅 温江

## オリジナル設計株式会社株式（証券コード 4642）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社東京スペックス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 11 月 5 日、オリジナル設計株式会社（コード番号 4642、株式会社東京証券取引所市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 30 年 11 月 6 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 30 年 12 月 4 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社東京スペックス  
東京都杉並区南荻窪四丁目 20 番 17 号

(2) 対象者の名称

オリジナル設計株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,470,535 株	1,470,535 株	1,470,535 株

(注 1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,470,535 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,470,535 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにお

ける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 30 年 11 月 6 日(火曜日)から平成 30 年 12 月 4 日(火曜日)まで (20 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は 30 営業日、平成 30 年 12 月 18 日 (火曜日) までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 850 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計 (1,470,535 株) が買付予定数の下限 (1,470,535 株) に達し、かつ、買付予定数の上限 (1,470,535 株) を超えなかったため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 30 年 12 月 5 日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	1,470,535 株	1,470,535 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ( )	— 株	— 株
株券等預託証券 ( )	— 株	— 株
合 計	1,470,535 株	1,470,535 株
(潜在株券等の数の合計)	—	( — 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	5,530 個	(買付け等前における株券等所有割合 8.20%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	14,789 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.94%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	20,235 個	(買付け等後における株券等所有割合 30.02%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	84 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.12%)
対象者の総株主の議決権の数	68,073 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成30年11月8日に提出した第57期第3四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者の所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成30年11月5日に公表した「平成30年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数(7,796,800株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,055,465株)を控除した株式数(6,741,335株)に係る議決権の数(67,413個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日  
平成30年12月10日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が平成 30 年 11 月 6 日付けで公表した「オリジナル設計株式会社株式（証券コード 4642）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京スペック

（東京都杉並区南荻窪四丁目 20 番 17 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以 上